



旧居留地連絡協議会では、1995年1月17日の阪神・淡路大震災の翌年に防災委員会（現 防災・防犯委員会）を立ち上げ、以後、安全・安心のまちづくりに力を注いできました。企業主導型の防災活動としては全国に先駆けるもので、これらの活動は、①企業集団としての地域社会への貢献、②企業や地域の防災性向上・就業者の安全確保、③地域ブランド力の向上、といったような意義を持っていると考えています。2003年に「防災功労者内閣総理大臣賞」を受賞できましたが、これも“企業市民による地域防災の自主的活動”が大きな要因です。

私達はあの震災の経験に学び、常からの備えを怠らないために、その行動指針として防災計画を策定し、以後、改訂を続けています。非常時において、地区内企業の相互支援を円滑にするとともに、神戸の中核業務地として、市民からの期待に応え、その役割を果さなければならないという思いの結実です。

2025年10月 改訂

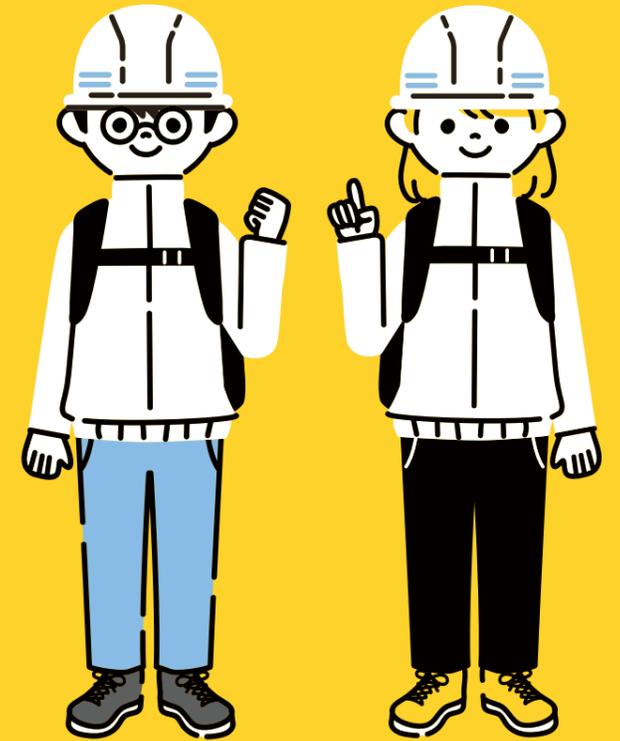


旧居留地連絡協議会  
<https://www.kyoryuchi-club.com>

あの震災に学ぶ  
**神戸旧居留地**

# 地区 防災 計画

旧居留地連絡協議会



<大規模災害>  
 発災直後の心得

- 安全の確保
- 正確な情報の入手
- むやみな移動（一斉帰宅）の抑制



## 計画策定にあたっての基本的考え方

1995年1月17日午前5時46分、未明の街はマグニチュード7.2の地震に突如襲われます。この阪神・淡路大震災によって、旧居留地でも地区内106棟のうち22棟のビルが解体されるなど、甚大な被害を受けました。

この経験から得た教訓の一つは、“自分(自社)の命と財産は、自分(自社)で守らなければならない”という防災の原則を再確認したことです。そこで旧居留地連絡協議会では、震災から3年を経た1997年に「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」を策定・発行しました(2013年改訂)。様々な災害に遭遇した時、被害を最小限に抑えるための対策を地区内事業所が各々用意しておかなければならないとの思いからです。

災害には地震や津波だけでなく台風、高潮、火災、洪水・土石流、ガス爆発、テロ行為など、さまざま予想されますが、地区防災計画の策定にあたっては、各事業所の個別防災力を前提に、それでも不足する事柄について相互支援策を準備する、さらに、1万人にも達する来訪者の安全維持のために、行政機関の体制が整うまでの間、支援の手を差しのべる、という両視点からの検討を進めました。また、このような非常時の対応を可能とするためには、日頃からの心がまえと訓練が重要なことも忘れてはなりません。



## 地区防災計画の視点

- ① 非常時における旧居留地内企業の相互支援をスムーズにする。
  - 各社における人命と財産は、自社で守る。
  - 不足する事柄について、相互支援を準備する。
- ② 非常時における来訪者を助ける。
  - 来訪者の安全維持を支援する。
  - 帰宅困難者に対し、行政の体制が整うまでの間、待避環境を提供する。
- ③ 日頃から、防災意識を育み、訓練を怠らない。

神戸旧居留地 地区防災計画

# CONTENTS

- 01 情報の共有・伝達
- 02 救急・救命
- 03 備蓄
- 04 来訪者支援
- 05 普段の備え

## 情報の共有・伝達

避難情報が発令されたり大規模災害が発生した場合、身の安全を確保するとともに、正確な情報を入手することがまず重要です。

旧居留地連絡協議会では、公共による情報発信に加え、非常時における地区内企業間に限った情報交換のために2つの手段を用意します。

避難情報	警戒レベル	状況	各自がとるべき行動	行動を促す情報
	5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保
警戒レベル4までに必ず避難				
	4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
	3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
	2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報
	1	気象状況の悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

### 災害が発生したら、まず現状確認

- テレビやラジオに加え、インターネットからも情報収集ができます。  
(電話)神戸市 災害テレホンセンター **0570-078-500**

神戸市  
リアルタイム  
防災情報



神戸市  
災害掲示板



兵庫県  
災害関連情報



- ライフラインの各種情報はスマートホンのアプリからも入手できます。

ひょうご防災ネット



関西停電情報



docomo  
災害用キット



※各リンク先が変更・更新されている場合があります。常に最新情報をご確認ください。

- 社員等の安否確認については、NTTの「災害用伝言ダイヤル(171)」の活用が有効です。

### 電話やWEBを利用した安否確認 <NTT西日本提供>

#### 災害用伝言ダイヤル 171

- ① **171** にダイヤル
- ② 音声ガイダンスによるご案内 録音は **1** 再生は **2**
- ③ 伝言を登録する電話番号を入力  
**0** - **00** - **0000**
- ④ ガイダンスに従い、録音(再生)  
※携帯電話からも利用できますが、詳しくは各通信事業者まで

#### 災害用伝言板 WEB 171

- ① <https://www.web171.jp> へアクセス  
または **WEB171** で検索
- ② 伝言を登録する電話番号を入力  
**0** - **00** - **0000**
- ③ 説明に従い、「登録・確認」  
※インターネット接続ができるPCやスマホで利用できます



## 救急・救命

救護の必要な人が出た場合、“命を助ける”という視点から、周りに居合わせた人々の手助けが求められますが、その活動をスムーズにするための手はずを予め整えておきます。

### 旧居留地内での個別情報の収集・交換には

#### ① 安全・安心ネットワーク(インターネットの活用)

- 非常時における情報の共有・交換にはインターネット  
「旧居留地連絡協議会サイト」のトップページ「緊急災害情報」を活用します。  
(緊急災害情報の閲覧にはログインの必要はありません。)
- 緊急災害情報がアップされれば会員へはメールでお知らせします。
- またLINEではリアルタイム情報のやり取りに参加できます。  
※LINEアプリをダウンロードしてご使用下さい。

旧居留地連絡協議会・  
緊急災害情報

LINE 神戸旧居留地・  
緊急災害情報

会員専用  
サイト

なお、非常時の対応をスムーズに行えるよう、平常時においても  
常日頃から会員専用サイトを使い慣れておく必要があります。  
<https://kyoryuchi-club.com>

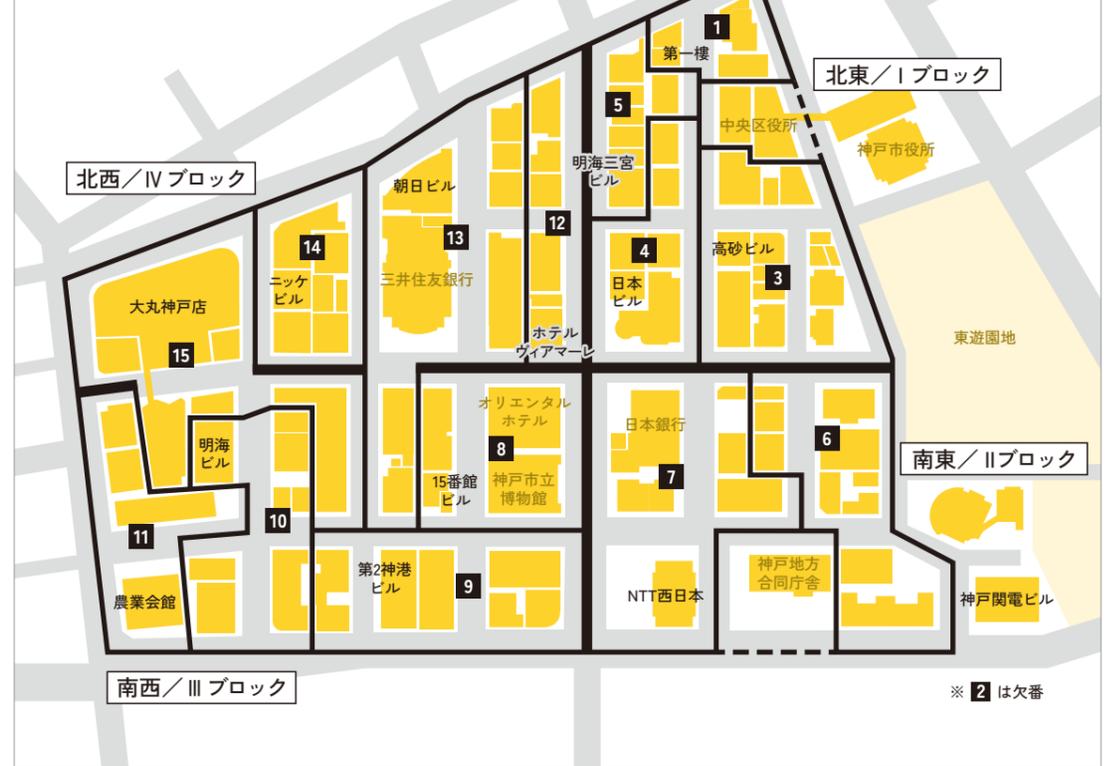
#### ② 居留地隣組

- 電話やインターネット等が使えないなどの事態に陥った場合に備え、連絡体系を決めています。
- 連絡体系は旧居留地を4つのブロックに分けた上で、5〜10棟程度のビルで構成する  
小グループ(隣組)を組織します。
- ブロックや隣組にはリーダーを選んでいます、  
非常時の連絡は、“必要を感じたビル”が情報の発信源となります。

なお、非常時にこれら連絡体系を有効にするためには、常日頃からの隣近所のおつきあいが  
不可欠です。隣組を企業コミュニティの基本単位ととらえ、相互の交流・親睦を図りましょう。

#### 居留地隣組

ビル名(黒文字)は隣組リーダー



※ 2 は欠番

#### 119番通報

- 救護の必要な人が出た場合、まず119番通報をして下さい。  
救急車を呼ぼうか迷った時は下記へお電話ください。  
救急安心センターこうべ 救急相談ダイヤル **#7119** つながらない場合は **078-331-7119** (24時間年中無休)

119番が  
対応不可能な場合

大声で「医師」「看護師」「市民救命士」等の助けを呼んで下さい。  
※ 必要に応じて、AED等の救命機器の用意を回りの人に依頼して下さい。  
※「まちかど救急ステーション」も活用下さい。(04参照)

#### 救護等情報拠点の開設

- 119番対応が不可能な状態で怪我人等が多数出た場合、拠点施設の安全が確認でき次第、以下の場所を候補として「救護等情報拠点」を設置します。開設場所はHPでも案内します。
- 地区内にいる医師・看護師・市民救命士等、さらには人手に余裕のできた企業からは資格のない人も含め、自らの判断で拠点に急行して下さい。
- 拠点では情報提供コーナーを設け  
電源の確保、広報・通信機材、充電器等を速やかに提供します。

候補  
施設

ビル名	住所	設置場所
明海ビル	明石町32	1階ピロティ
神戸朝日ビル	浪花町59	1階ピロティ

#### 重傷者等の搬出(119番が対応不可能な場合)

- 救護等情報拠点では駆け付けた医師等が症状を判別し、重症者等は医療施設への搬送を指示します。

## 備蓄

協議会では非常時に備え、人命の救助・維持という観点から各種の資機材を備蓄します。  
備蓄品目は、会員各社での対応が困難と考えられるものを中心としています。飲料水や食料品等については各社の実情にみあった備蓄をお願いします。

- 小型発電機、照明、救助機材、通信機材等を備蓄しています。飲料水や食料品等は備蓄していません。  
(備蓄品目の詳細は「資料・マニュアル編」6ページを参照下さい。)
- 非常時において、備蓄資機材の活用が必要と防災・防犯委員会が判断した場合、救護等情報拠点などでそれらの使用や貸し出しを適宜行います。
- 緊急を要する場合は、委員会の判断を待つことなく、各会員企業の責任においてご使用ください。
- 備蓄場所は《大丸カーポート2階》です

平常時にも  
活用を

災害時の活用を容易にすることを目的に、普段から各社の防災訓練などへの貸し出しを行います。必要な資機材は、必要な手続きをとって借り受けて下さい。

# 来訪者支援

# 04

旧居留地内の昼間人口は、就業者約30,000人、来訪者約10,000人で合計約40,000人にもなります。そして、10,000人の昼間来訪者のうち、8割は神戸市内居住者ですが、残る2,000人は遠方からの来訪者で、これらの人たちが帰宅不可能者になる可能性があります。

非常時の人命保護や帰宅支援に対して、就業者については各社での対応を原則としますが、来訪者に対しても、神戸の中核業務地が果たすべき役割として、地区をあげて手を差し伸べたいものです。

## 充電・情報提供スポットの設置

非常時、帰宅困難者となった来訪者への情報提供等によって、一斉帰宅の抑制を呼びかけると共に、一時滞在できる施設等を紹介しします。また歩いて帰られる方に対しては支援情報を提供します。

- 非常時、余裕のできた企業では、公共的な場所で、携帯電話等を対象にした **充電機能を提供** 下さい。あわせて必要とされる来訪者には、下記のような情報のわかる範囲での提供をお願いします。

<b>帰宅支援のために</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通機関の運行状況</li> <li>● 医療機関や救護等情報拠点 (02参照)</li> <li>● まちかど救急ステーション</li> <li>● 災害時帰宅支援ステーション(コンビニ等)</li> </ul>	<b>一時退避のために</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 帰宅困難者支援システム(一時滞在施設)</li> <li>● 公的避難場所(緊急避難場所・避難所)</li> </ul>
--	---

### 災害時の帰宅困難者支援システム



(神戸市) 公共交通機関がストップした際に、滞在可能な施設を表示します。

### 用語

- **帰宅困難者** …… 発災時に区域内にいた居住者以外の人
- **徒歩帰宅不可能者** …… 帰宅困難者のうち、遠距離で徒歩帰宅を断念した人
- **一時滞在施設協力事業者** …… 発災時に帰宅困難者を広く受け入れ、安全に滞在するための運営要員の確保に努める事業者
- **まちかど救急ステーション** …… AEDを不特定の市民等に提供することを同意している事業者等
- **災害時帰宅支援ステーション** …… 災害時の徒歩帰宅を支援するために、水道水、トイレ、道路情報等を提供するコンビニをはじめとする店舗等
- **緊急避難場所** …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ神戸市によって指定された施設・場所
- **避難所** …… 災害によって住宅を失った場合等、一定期間の避難生活をする場所として、あらかじめ神戸市によって指定された施設

### 津波発震時の一般的対応

神戸市全体の目安として、地震発生から津波が襲来するまで80分以上の時間があります。津波警報が発表された場合、JR線以北、さらには山手幹線以北への水平避難を行うことが基本となります。

- 充電・情報提供スポットの設置は、各社の状況と判断によりますが、隣組内の他ビルと連携・調整いただくことが有効です。

## 一時待避場所の提供

徒歩帰宅不可能者等に対しては行政が準備する一時滞在施設等を紹介しますが、それらの施設では対応が不十分な場合、旧居留地内での待避を支援します。

- 非常時には、各ビルで徒歩帰宅不可能者等の受け入れをお願いします。
- 会議室や廊下等、雨露のしのげる一時待避場所を可能な範囲で提供して下さい。
- 行政の対応が可能と考えられるまでの **最長72時間**、トイレの提供等 **最低限の支援** をお願いします。
- 交通機関が正常に運行される、あるいは行政による避難場所が開設された、さらには発災から72時間が経過した時点で、旧居留地連絡協議会はその情報をホームページ等でお伝えするとともに、防災・防犯委員会が一時待避者に退去を要請します。

# 普段の備え

# 05

各種災害の発生を100%防ぐことは不可能ですが、その被害をできるだけ小さくするためには、会員各社にて対応いただくこと、事前に準備しておくこと、意識することが重要で、普段からの物心両面の備えが欠かせません。そしてそのことを、地域の中でどれほど多くの人が認識しているかが、安全・安心なまちづくりを進めるうえで大きなカギとなります。

## 安全・安心リーダーの育成

### ◆ 市民救命士

突然のけがや病気の際に、簡単で効果の高い応急手当を身につけていただけるよう神戸市消防局の協力を得て「市民救命士講習会」を定期的に開催します。(修了者には「市民救命士講習修了証」が交付されます。)

### ◆ 市民防災リーダー

消防署が行う研修を案内し、参加者を積極的に斡旋します。(市民防災リーダーは、災害時、消防などの公的機関が現場に到着するまでの間、可能な範囲での消火や救助活動を地域の先頭にたって行なうとともに、平常時には防災訓練を推進したり、防災に関する相談を受けるなどの活動を行います。)

## 防災意識の高揚、防災環境の強化

### ◆ 地区防災計画の周知

さまざまな手段を用いて「地区防災計画」の存在と内容を広報するとともに、その概要版である「減災ハンドマップ」の普及に努めます。

### ◆ 防災訓練の実施

あらゆる場面を想定した防災訓練を定期的に企画し、さまざまな手段を用いて参加者の拡大を図ります。

### ◆ 「隣組」制度の充実

非常時の情報伝達や就業者どうしの助け合いを可能とする隣組制度を実効性のあるものとしておくために、平常時からの“おつきあい”を深める活動を誘発します。



## 各社・各ビルでの安全・安心に関する対応強化

### ◆ 各社・各ビルにおいても、次のような対応を定期的にお願ひします

- 防火・防災設備及び機器の定期点検。AEDの電池交換時期の確認。
- 備蓄品の定期的点検・補充・更新。
- 避難場所や避難経路、緊急連絡方法などの全就業者による確認・更新。
- 各社・各ビルの実情にそった防火・防災対策と定期的訓練の実施。



## 地区防災計画の定期的点検

毎年1月、地区防災計画が地域の実情と齟齬がないか、防災・防犯委員会が中心となって点検します。

